

A SEED JAPAN 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ア・シード・ジャパンと称し、英文名はA SEED JAPAN(Action for Solidarity, Equality, Environment and Development)とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、青年を中心とするあらゆる個人や団体が、環境問題の中に内在する社会的不正を解決するために、以下のことを目的とする。

- (1)環境問題を、経済や社会の構造そのものから見据える。
- (2)青年の立場から、環境問題をわかりやすく伝える。
- (3)長期的視野を持って社会を変える。

(性格)

第4条 本会は、青年を中心として広く市民の自発的な参加を歓迎し、活動に関する一切の情報を公開し、地球的視野にたち、行動の原則として特定の政治宗教その他の勢力に偏せず、営利を目的とせず、いかなる暴力行為も認めず、基本的人権を尊重しながら、民主的な運営を行うものとする。

第5条 削除

(事業)

第6条 本会は目的を達成するため次の活動を行う。

- (1)環境に関する国内外の情報を収集し、整理した上で、提供する。
- (2)環境に関する意識を向上させるため、国内外の青年、団体と相互交流する。
- (3)環境に関する国内外の現状を視察、調査し報告する。
- (4)環境に関する政策提言、キャンペーンを行う。
- (5)環境に関する国際会議などの企画及び運営をする。
- (6)その他目的を達成するのに必要な活動。

第3章 会員

(種別)

第7条 本会の会員は次の通りとする。

- (1)正会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有するもの
- (2)準会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの
- (3)賛助会員 本会の活動を援助する個人または団体。

(入会)

第8条

1. 本会に入会しようとする者は、入会届を代表に提出し、承認を受けなければならない。

(退会)

第9条

1. 本会を退会しようとする者は、その旨を代表に届け出て退会することができる。
2. 会員が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、または解散した場合、退会したものとみなす。

(除名)

第10条

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、総会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1)本会の名誉を傷付けるような行為があった場合。
- (2)本会の目的に反するような行為があった場合。
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その

会員に事前にその旨を告知し、除名の議決を行う前にその総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第11条

1. 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
2. 既に納した会費、その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員)

第12条

1. 本会は次の役員を置く。

- (1)代表(1名)
- (2)理事(3名以上)
- (3)監事(1名以上)
2. 代表・理事と監事は兼任することができない。

(選任)

第13条

1. 代表は理事の中から、理事の互選によって選出される。
2. 理事および監事は、会員の中から総会の議決により選任する。

(代表及び理事の職務)

第14条

1. 代表は、本会の会務を統括し、対外的に本会を代表する。
2. 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づいて業務を執行する。

(監事の任務)

第15条 監事の任務は下記の通りとする。

- (1)本会の財産の状況を監査すること
- (2)代表及び理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3)財産状況または業務の執行について不備あることを発見したときは、総会において報告すること。
- (4)前号の報告をするため必要あるときは総会を招集すること。

(役員任期)

第16条

1. 役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。但し、臨時総会で選出された役員は、選出された日から当該会計年度終了までとする。
2. 役員再選は、これを妨げない。
3. 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでの間は任務を継続する。

(役員辞任)

第17条 役員は、理事会に辞任を申し出ることができる。理事会はその申し出が合理的であると判断された場合、辞任を承認しなければならない。代表はその旨を総会に報告する義務を負う。

(役員解任)

第18条

1. 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において議長を除く出席した会員の3分の2以上の議決によってこれを解任する。
 - (1)心身の故障のため任務遂行に耐えられないと認められ、かつ辞任しない場合。
 - (2)本会の活動において、会の目的及び性格に反した行為があると認められる場合。
 - (3)役員であるのにふさわしくない行為がある、もしくはあったと認められる場合。
2. 解任の場合、その役員に事前にその旨を告知し、解任を議決する前にその総会において弁明する機会を与えなければならない。

第5章 総会

(総会)

第20条

1. 通常総会は、原則として年1回開催し、代表が招集するものとする。

2. 各号のいずれかに該当する場合、代表は臨時総会を招集しなければならない。

(1) 正会員の5分の1以上から総会で討議すべき事項を明示した上で総会の招集を請求された場合

(2) 理事会で必要と認められた場合

3. 総会を招集するには正会員に対し、総会の目的たる事項、内容、日時、場所を示し、開会の日の7日以前に文書をもって通知しなければならない。

(総会の出席者)

第21条

1. 本会の全ての会員は、総会に出席する権利を有する。ただし、準会員及び賛助会員は定足数に加え、また議決権を持たない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は代表とする。

2. 以下の場合は、理事の互選により、議長を選任する。

(1) 代表が欠けた場合

(2) 代表が議長の職務を遂行することができない場合

(総会の議決事項)

第23条 総会は、この規約において別に定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 活動計画及び予算についての事項

(2) 活動報告及び決算についての事項

(3) その他本会の任務に関する重要事項

(定足数)

第24条 総会は正会員の現在数の3分の1以上の出席がなければ、その議事を開くことができない。ただし、欠席する正会員が、文書をもって議長に対し会の議決を委任した場合、その正会員は出席者の数に数えるものとする。

(議決)

第25条 総会の議事は、この規約において別に定めがある場合を除き、議長を除く出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第26条 総会議事録の要旨及び決議した重要な事項は、会員に通知する。

第6章 理事会

(理事会)

第27条 理事会は、代表及び理事によって構成される。

(権能)

第28条 理事会は、この規約において別に定めのある場合を除き、次の事項を議決する。

(1) 総会で討議すべき事項

(2) 総会で議決された事項の遂行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条

1. 理事会は、通常月1回開催し、代表が招集するものとする。

2. 理事の現在数の3分の1以上が会議の開催を必要と認められた場合、代表は臨時に理事会をただちに招集しなければならない。

3. 理事会の議長は、理事会参加者の互選により選任する。

4. 理事会は、理事会構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(補則)

第30条

理事会に関するその他の規定は、理事会の議決に基づき別に定める。

第6章の2 事務局

(事務局)

第30条の2 理事会の業務執行を補佐するために事務局を置く。

1. 事務局は事務局長1名を置く。

2. 事務局長及び職員は理事会が任免する。

(組織及び運営)

第30条の3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決に基づき別に定める。

第7章 資産と会計

第31条 削除

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、代表が管理する。

第33条 削除

(予算及び決算)

第34条 本会の予算は、代表が編成し、総会の決議を得なければならない。

2 本会の決算は、代表が作成し、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第8章 規約の変更及び解散

(規約改正)

第36条 本規約改正は、総会において、出席した正会員の3分の2以上の賛成によって議決するものとする。

(会の解散)

第37条 本会の解散については、総会において正会員の4分の3以上の賛成を必要とする。

2 本会の解散時に有する残余資産の処分は、債務の決済を完了させた後、本会と同種の目的を持つ社団法人等に寄付する。

第9章 補則

(細則)

第38条 この規約の施行についての細則は、総会の議決を経て別に定める。

付則

この規約は、1991年10月1日より施行する。

改正 1997年12月21日

改正 2005年5月21日